

# 相続登記の登録免許税の免税措置について

令和3年4月1日版

## 相続登記について登録免許税が免税される場合があります

適用期間が延長されました。

次の①または②の土地の相続登記について、登録免許税が免税される場合があります（免税期間はいずれも2022年3月31日まで）。詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合）



該当する場合は登録免許税を免税

②市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地<sup>(※1)</sup>のうち、不動産の価額<sup>(※2)</sup>が10万円以下の土地に係る相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合）

適用対象に相続人が受ける「所有権の保存の登記」が追加されました。



該当する場合は登録免許税を免税

※1 法務大臣の指定を受けた土地は、法務局ホームページにおいて確認することができます。

※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。

法務省民事局

## 相続登記について登録免許税が免税される場合があります。

①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記（申請書様式等を公開しています。）  
（租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合）

【免税期間：平成30年4月1日～令和4年（2022年）3月31日】

②市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地（※1）のうち、不動産の価格（※2）が10万円以下の土地に係る相続登記（申請書様式等を公開しています。）  
（租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合）

【免税期間】

所有権の移転の登記：平成30年11月15日（※3）～令和4年（2022年）3月31日

所有権の保存の登記：令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日

※1 金沢地方法務局が管轄する区域（石川県）については、下記の『免税対象土地の検索』で確認することができます。

※2 不動産の価格は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価格です。

※3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行日

[上記チラシの拡大はココをクリック](#)

## 上記②の場合に係る『免税対象土地の検索』（※4）

●管轄登記所ごとによる検索（石川県内のみ）

[不動産登記部門（本局）](#)    [小松支局](#)    [七尾支局](#)    [輪島支局](#)

※4 詳しい対象土地につきましては、各管轄登記所へお尋ね願います。  
なお、市町村によっては、「固定資産評価証明書（課税通知書）」で確認ができる場合があります。

### 法定相続情報



☆未来につなぐ相続登記☆

法定相続情報証明制度が…

## 相続税の申告

にも、ご利用できるようになりました！

Check! ③ ぐわしくは、こちらをクリックしてご覧ください。